

平成29年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

日 時 平成29年11月15日(木) 午後6時00分～午後7時20分
場 所 市役所本庁舎3階 庁議室
出席者 林一元会長、酒井一誠副会長、小林恵子委員、大城花子委員、
工藤義昭委員、田畑博委員、松坂由委員、森本栄樹委員(出席委員8名)
欠席者 田中裕紀子委員
事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課課長 本間孝之、企画課主幹 水野智之
企画課主任 橋本麻里子、企画課主任 高橋進
傍聴者 2名

【林会長】

今日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成29年度第1回市民参加制度調査審議会を開催いたします。今日は田中委員が都合により欠席と聞いておりますのでご報告させていただきます。

今ご紹介いただいて、2年目になりますので、来年に向けて答申を出さないといけない時期に入っております。昨年に評価、審議していただいたことも含め、答申に書き込むことになりますので、今回皆さんがご意見出していただいて、あるいは了解いただいた内容については答申の中に組み込むということをご理解いただいて、賛成なりご意見なりを出していただきたいと思います。基本的にはそういう形になりますのでよろしく願いいたします。

本日は20時を目途に終了したいと思っておりますので、円滑な審議を進めるためにご協力をお願いいたします。それでは会議次第に基づき順次進めていきたいと思っておりますので資料をご確認の上、審議を進めていきますのでよろしくお願いいたします。

まず、平成28年度審議会の振り返りということで報告がありますので、事務局の方ご説明をお願いします。

【事務局(橋本主任)】

平成28年度審議会、第1回は平成28年8月19日、第2回は平成29年1月24日に開催されました審議会において出された主な意見についてご報告させていただきます。レジュメ2ページをご覧ください。

(1)の平成27年度市民参加手続きの実施運用状況についてです。第1回審議会でご審議いただいた結果、平成27年度は概ね適正に実施されていたとの評価をいただきました。また墓地に関する市民アンケート調査では、40%という高い回収率であったことから、意見聴取の方法としては有効であったと考えています。

次に学校の整備に係る検討のための意見交換会ですが、こちらは保護者対象の説明会と地域のどな

たでも参加できる説明会を実施し、参加人数が 178 人と多く、考えられる理由としては、保護者説明会は学校を通して、また地域説明会は回覧板や広報誌で周知を行ったことが要因と考えられるため、対象に合わせ周知方法は有効であった、という意見が出されました。

市民参加制度の改善方策についてですが、レジュメには昨年度の審議会で出された意見を掲載しております。市民参加制度の周知方法についてということで、次のとおりになります。

あい・ボードの設置数を増やしてはいかがか。

市民参加制度について町内会行事やフェスタなどイベントの際に市職員が柔らかい雰囲気できれやすく周知したり、チラシを配ったりして、積極的に PR してはいかがか。

多くの市民の目に触れるのは広報誌であるため、市民参加制度の特集や、折込チラシを活用してはいかがか。

他市町村や市民を含めた形のフォーラムなどを開催し、マスコミ取材を通して市民参加制度の PR をしてみたいかがか。

テレビや回覧板を活用してみたいかがか。こちらのご意見について、事務局からテレビにつきましては予算の都合や人口規模のケーブルの配置状況などを鑑みると、石狩市では難しいとお答えしております。また回覧板については、平成 22 年度に、平成 22 年度の市民参加の予定やメール配信サービスについてお知らせをする回覧板を、町内会回覧で回付した旨、事務局からお答えしています

広報は見やすい工夫をしてほしい。こちらのご意見について、事務局から広報紙を見やすくするため、市民参加手続きを実施する場合、記事を探しやすくするために枠で囲んだり、パブリックコメントのマークである横向きの人の顔で口を大きく開けて声を出すようなイラストをつけて見やすくする工夫をしていますとお答えしております。

また、意見を出しやすくする工夫については次のとおりです。

「ぼぼらーと」にパブリックコメントの資料を置いてはいかがか、というご意見に対して第 1 回審議会でご意見をいただいた後、平成 28 年 9 月から「ぼぼらーと」にパブリックコメント資料を設置いたしましたことを第 2 回審議会においてご報告しています。

メール配信サービスについて、広報誌やチラシなどに QR コードを載せて周知し登録者数を増やすための工夫をしてはいかがか、という意見に対しては、お手元にお配りしております広報いしかり 4 月号の 13 ページ下段にもありますとおり、審議会でご意見を踏まえ、メール配信サービスを案内する記事を掲載いたしましたことをご知らせいたします。

また、防犯メールは興味がある人が多く、学校の協力を得ながら連動して若い保護者に PR してはいかがか。

カフェ形式のような気軽な雰囲気の中で情報を伝え、相手からも声を聞くような会話の機会を考えてはいかがか。

市民の意見が反映されていることを PR すると、次も意見を言ってみようという動きに繋がるのではないか。

パブリックコメントの意見を直接ホームページに打ち込めるようにしてはいかがか、という意見に

対しては、様式は任意様式のため、特に定められているものではなく、便宜上、市でご用意しているものをホームページなどに掲載していますが、氏名や住所、連絡先が書いてあれば様式は問いませんとお答えしております。なお、メールに直接書き込んでいただいても構いません。

最後にその他といたしまして、第 2 回審議会の傍聴者より意見書が出されておりますので、ご報告いたします。ご意見といたしまして、次のとおりになります。

パブコメに関して思ったのは、意見募集の対象者を限定するわけではありませんが、例えば給食センターなら各学校の PTA 会員に知らせる、福祉関係なら関係者などに知らせる、条例が制定されて時間の経過と共にパブコメの意識も薄れているのかもしれない。パブコメに出された意見で採用されたところや反映されたことを具体的に広報すると、意見は反映されると感じられることができると思う。活発な意見交換を聞くことができました。

という意見をいただきました。報告は以上になります。

【林会長】

はい、ご報告ありがとうございます。ただいま平成 28 年度の審議の中で議論いただいた内容を報告していただきましたが、この中で何かご意見や内容確認でも構いませんので皆様からご意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。

【田畑委員】

メール配信サービスについて、登録の状況はいかがなんでしょうか。

【事務局（本間課長）】

登録件数については把握していません。

【田畑委員】

思ったよりも少ないでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

ただ、その数字を持ってすべてが市民の方とは限らない部分もあります。それ自体、有効性があるのか計り知れないですが、一つのツールとして私どもが持っている部分があるだけなんです。その良し悪しですとか、どのように内容を変更するなど、現在は SNS など様々な情報のある中で、件数は 200 件が良くて 500 件が悪いなどの話ではないのかなと思います。具体的な件数は調べてお知らせさせていただきます。

【田畑委員】

確か前回の報告では、メール配信は 200 程度だったと。

【事務局（小鷹部長）】

今後あまり増減はないと思います。この制度を開始してから 10 年くらいメール配信をやっている数字になりますから。

【林会長】

田畑委員よろしいでしょうか。

【田畑委員】

はい。

【林会長】

関連質問で何かありませんでしょうか。その他の意見として今の内容のことでまとめの中の報告で何かございませんでしょうか。

それではこの形そのままにはならないかもしれませんが、こういう内容で改善報告はされましたということで、ご了解いただいでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【林会長】

そういうことでご了解はいただいたということで前に進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは議題に入りまして、28 年度市民参加手続きの実施運用状況について、レジュメの 3 ページをご覧ください。まずその中の（1）手続きの運用状況について、事務局からご説明お願いいたします。

【事務局（水野主幹）】

資料 1 から説明させていただきます。資料 1、平成 28 年度市民参加制度手続きの実施運用の手続きについて説明していきます。

市民参加手続きの手法ごとの実施状況を記載している表をご覧ください。この表は市民参加手続きを手法ごとに件数、参加人数をまとめたものです。合計件数は平成 27 年度では 47 件であったのに対し、28 年度は 60 件と増加しています。一例でいきますと、ワークショップの市民会議をご覧くださいまして、平成 27 年度は 0 件、平成 28 年度は 1 件で 101 名の参加人数の記載がされています。この 1 件につきましては市役所の向かいにあります、こども未来館あいぼーと前の公園の利活用についての参加人数になっておりまして、開催日数が 6 日間、それぞれの参加人数の延べ人数となっ

ております。特に審議会やパブリックコメントなどで計画の策定、例えば第 2 次観光振興計画の策定などに係る案件が多く行われたのが要因です。参考までに 25 年度は 30 件、26 年度は 65 件でしたので、過去 3 年間の平均値が 47 件で、平均と比べると 28 年度の 60 件は若干多い件数と言えます。

次にレジュメ 1～3 ページの各課が行った市民参加手続きのテーマ及び手法などですが、こちらは上記の手法ごとに件数をまとめたものをテーマごとにまとめ直したものです。表の真ん中の列にある手続きの手法の審議会の回数については、そのテーマについて審議した年度内の回数を記載しております。一番右の欄の参加人数は、審議会の場合は出席委員の数、パブリックコメントは意見提出者の数、ワークショップや意見交換会などは参加者数となっております。

次に 4～6 ページの資料 2 平成 28 年度審議会などの開催状況ですが、この表は平成 28 年度に開催されたすべての審議会などの状況をまとめたものです。平成 28 年度は行政不服審査会、表彰審査委員会など、41 の審議会や各種委員会が開催されています。4 ページ上段の説明に色つきの欄に市民参加手続きに該当する審議会などへの参加人数となりますと記載していますが、市民参加手続きに該当する審議会などとは、諮問及び答申、あるいは提言などを行う場合の審議会などが対象となります。例としては本審議会では、No. 17 と 18 に市民参加制度調査審議会がありますが No. 17 の 8 月 19 日開催の第 1 回審議会で諮問し、1 月 24 日の第 2 回も継続して諮問案件について議論していることから諮問案件の審議の欄に○がついています。

こちらと連動して、先ほどの 1 ページの資料 1 をご覧いただきますと、一番下から 3 段目の企画課欄に諮問案件のテーマである市民参加手続きの実施運用状況及び市民参加制度の改善方法についてとあります。審議会を 2 回開催し、答申はこれからのので終了日は継続中とし、参加人数は 2 回の審議会に参加いただいた委員の合計で 16 人と記載しています。

再び 4 ページの資料 2 に戻りまして、表の中ほどの例にあります諮問案件の審議の欄に線が入っているものは諮問や答申が無いものです。例えば審議会に対し諮問する案件ではありませんが、報告事項がある場合や協議会のように特定のテーマについて議論していただく必要がある場合などに開催されたものです。表の右から 5 番目にある出席委員数については各審議会などで委員の任命数が違いますので、ばらつきがあります。表の右から 2 番目にある開催から議事録確定までの期間についてですが、市民参加マニュアルでは、議事録の確定は審議会の開催日から概ね 1 ヶ月程度とするよう求めています。4 ヶ月以上かかっているものもあります。

6 ページの下、枠外の 2 点目に記載のとおり、会議開催から議事録公開までの平均で 36.5 日となっています。また、その上の公開審議会 1 回あたりの傍聴者の平均は 1.48 人であり、昨年度の 0.88 人より増加しています。報告漏れの案件につきましては、1 件ありますが後ほど資料 5 でご報告させていただきます。

続きまして 7 ページの資料 3 平成 28 年度パブリックコメントなどの実施状況ですが、こちらは市民参加手続きのテーマごとに記載しています。

表の左から 3 番目にあります。期間ですが、パブリックコメント手続きにおける意見の提出期間で

あり、条例では 1 ヶ月以上とすることになっています。しかしながら、No. 8 の花川南水道公園の廃止についてはパブリックコメント期間が 8 月 4 日から 17 日までの 2 週間と短くなっています。

これは、敷地の所有者である石狩市水道事業から旧花川南浄水場及び用地の売却など処分推進、施設処分までの用地などの有効活用のため、賃貸契約を解除する旨の依頼があったことから、用地の権限消滅を理由に花川南水道公園を廃止するもので、賃貸契約を 9 月上旬までに解除したい旨の依頼があったことから、パブリックコメント期間を短く設定したものです。なお、この事情についても、パブリックコメント募集の際にお知らせしています。

表の左から 4 番目の意見などの提出状況の人数はパブリックコメントに意見を提出した方の人数で、件数とは各意見提出者の意見の数を内容ごとにまとめた数です。複数の方から同様の意見をいただいた場合は 1 件としています。意見の反映状況は、市の機関が提出された意見についてパブリックコメントの趣旨や内容、計画ごとの整合性や適法性などを総合的に判断した結果を表しており、5 つに分類しています。

なお、パブリックコメントの結果は、あい・ボードに掲示するほか、本庁舎 1 階の情報コーナーとホームページで公開しています。また、意見を提出していただいた方には結果を郵送してお知らせしています。

8 ページには、平成 23 年度から 28 年度における意見の検討結果をまとめています。平成 28 年度については、56 件の意見に対し、採用された意見は 12 件でした。採用された意見を一部ご紹介いたしますと、例えば 7 ページの 22 の食育推進計画の策定についてですが、こちらは食育に関する目標や方法などについて定める 5 か年計画を策定する際に、パブリックコメントを実施いたしました。素案を提示してご意見を募集したところ、計画の趣旨、目的については 1 日 3 食の食事をすることが困難な家庭が増えていることも記載するべきではないか、という意見を採用し、経済的事情により食事に困る子供の増加という文言を追加しました。また、地産地消の推進についてフードマイレージなどを理解し、地産地消は環境に優しいということを知る大切さを計画に盛り込むべき、という意見を採用し、フードマイレージの縮小による環境負荷の低減に貢献する、という文言を追加しました。

続きまして 9 ページの資料 4 平成 28 年度手続き実施の公表を行わなかった案件についてです。先ほどの資料 2 のご説明で、後ほどご説明するとしていたものになります。本来、審議会や委員会を開催する場合、ホームページ、あい・ボード、新聞の 3 つでお知らせしております。資料 4 に記載のケースは 11 月 21 日第 4 回 第 4 期石狩市農業振興計画策定委員会の開催案内について、本来であれば規定に基づいてホームページ、あい・ボード、新聞の 3 つで周知を行うべきところでしたが、所管課から企画課への提出が遅れたため、あい・ボード、新聞での周知ができず、ホームページのみの公表となったものです。対応といたしまして、再度、市民参加手続きの公表について、遺漏のないよう取り進める旨を庁内に周知徹底を図りました。

平成 28 年度の市民参加手続きの実施運用状況についてのご報告は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。事務局から資料 1～4 まで説明がありました。資料も多いものですから、資料 1～4 まで区切って、方針のこともありますので確認していきたいと思います。まずお手元の資料 1、市民参加手続の実施状況について、皆さんから意見、質疑などございましたらよろしくお願いたします。

【酒井副会長】

先ほど説明があったワークショップの 1 件ですが、こども未来館あいぽーと前の公園に関わるワークショップについてですが、人数も結構な数で 6 回開催しているということで、延べ人数も多く取り入られているのかと思いますが、これに対してもう少し追加説明はありますか？

例えば内容ですが、そういった募集をかけてどういった場所でどのようなワークショップが開催されているか、もしあれば。

【事務局（小鷹部長）】

話し合われた内容ですか。

【酒井副会長】

手法として非常に上手くいってるワークショップだと思いますので、どういった特徴があるのか。

【事務局（小鷹部長）】

私が見たところ、昔公園を作る時に必ず近所の子どもたちを呼んで、ワークショップをやって公園を作る時代がありました。今、公園事業自体が少なくなっていて、これが久々の公園の作る事業になっておりまして、ワークショップに子どもが 15～16 人くらいが来て、例えば滑り台とうんていの位置をここにしようとか、こっちはボール遊びができるように幅広にしましょうとか、その中にコンサルも入って、うんていは安全な離隔距離がありますから、ここに置きたいけど実際は人がぶつかるなどがありますから、どうですかというのを子どもたちと一緒にコンサル、市の職員とで協議し、公園の内容、遊び方、配置を考えた、というのがワークショップの内容になってます。

【酒井副会長】

大人じゃなくて子どもがメインのワークショップですね。

【事務局（小鷹部長）】

そうですね。

【事務局（本間課長）】

対象は小中学生。

【事務局（小鷹部長）】

遊ぶ人とか。

【事務局（本間課長）】

例えば、冬に集まっていた際には、公園で冬の遊びとしてどういう遊びがいいか、かまくらを作ったり、そういう体験をしながら公園をどのように活用をしたらいいのか等もテーマにして合わせてやっているワークショップです。

【酒井副会長】

6回は同じ人が来たり、違う子が来たりですか。

【事務局（小鷹部長）】

毎度違うメンバーでもいいですが、常時来ていた子どもは何人かいますね。

【酒井副会長】

わかりました。ありがとうございました。

【林会長】

よろしいですか、ありがとうございました。あと皆さんから何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。資料1についてはよろしいでしょうか。ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【林会長】

ありがとうございます。資料1については承認をいただいたということで、先に進めていきます。次に4ページ 資料2 審議会などの開催状況とありますが、その内容について4～6ページになりますね。開催状況について何かご質問あればよろしく願いいたします。資料2に関しまして何かございませんでしょうか。もしなければ先に進めさせていただきます。ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【林会長】

ありがとうございます。資料2につきましてはご承認いただいたということで先へ進めさせていた

できます。次に資料 3 パブリックコメント手続などの実施状況につきましてですね、7～8 ページになります。ご意見よろしくお願ひします。

【小林委員】

パブリックコメントをあい・ボードに 5 部づつ設置、とありますが、無くなった場合はどのようにしてますか。

【事務局（高橋主任）】

基本的には私のやっている部分で、即無くなったかどうか分かるのは庁舎の分ですが、その他に関しては市民の方から連絡があった場合については確認をして補充をする形となっています。

【小林委員】

「ぼぼらーと」のあい・ボードの資料が置いてあるコーナーで食育の資料が無くなっていて、北コミのあい・ボードに探しにいきました。開催直前だったのもっと早く気がつけば補充などされて良かったなと思いました。

【事務局（小鷹部長）】

指定管理している方に無くなったら言ってもらうようにした方がいいですかね。例えば、管理している方に朝の見回りの時にでも見てもらって無くなっていたら連絡くださいと。その方がいいかもしれないですね。

【小林委員】

持っていった数は確認できますか。

【事務局（高橋主任）】

今はそういう形ではしていませんが、全市で 3 4 箇所設置している中で、旧石狩地区は 2 2 箇所になりますが、この部分につきましては委託事業者で設置し、廃棄する形となっていますので、この部分についてはやれる可能性はあると思います。

【事務局（本間課長）】

新年度においては、追跡調査ではありませんが配架する事業者さんと話しながら統計的なものを調査してみようと思っています。

【林会長】

よろしいですか。小林委員ありがとうございました。ということでご意見が出ましたのでよろしく

お願いします。その他ご意見ございませんでしょうか。

【大城委員】

1 件質問ですが、パブリックコメントの意見などの提出状況で大体のものが人数に対して件数が多いと思いますが、例えば書面で意見が出された時に 1 人の方から 1 枚に対していくつも意見が出ているとか、そういうことですか？

【事務局（高橋主任）】

はい、複数の。

【大城委員】

それをいただいた時に、その件数などで、2 2 番の食育促進計画に関して人数が多く出ているのに対して、人数的にはスポーツセンター廃止の人数が同じ、1 番、2 番が人数は同じだけでも件数は 2 2 番のほうが多いと思いますが、その時に人数を見て市民の方が興味を持ってると判断するのか、件数を重視しているのか、どのように見ているのか伺いたい。

【事務局（本間課長）】

この人数を持って興味の有無を判断している実態はないです。そもそも興味があってもパブコメを出さないとか、そのような実態がありますので、この件数をもって、興味の部分、高さ低さを判断するものではないと認識しています。補足ですが、計画ものになりますと多くの項目が計画の中にありますので、意見のある方はいくつかの項目に対して出しやすいといえますか、そういった部分で計画ものは 1 回に出す時に何項目か分けて出されることは傾向としてはありますね。

【大城委員】

ありがとうございます。

【林会長】

よろしいでしょうか。ありがとうございました。その他ご意見ありませんでしょうか。

それではただいまの資料 3 手続など実施状況についてご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【林会長】

ありがとうございます。資料 3 についてはご了解いただいたということで、次は資料 4 手続き実施の公表を行わなかった案件についてご質問ございませんか。

【田畑委員】

先ほど説明の中で、公表を行わなかった件がありましたが、あい・ボード、広報メモ、掲示板、石狩市のホームページ、そして新聞と、この 3 本が公表の要件ということですか。

また、条例の 8 条の下に記載されていますが、この中に新聞が入ってないようですが、公表を行わなかった案件の扱いはどうなっているのでしょうか。

【事務局（高橋主任）】

新聞というのは広報メモのことを指しています。マスコミに流す広報メモが新聞になってます。

【事務局（小鷹部長）】

広報メモを出しても、新聞が受けてくれるかはまた別になります。こういうことやってますと審議会のものとか関わらず、いろんな形で広報メモと、例えばイベントがありますよというのも広報メモで出します。取り扱ってくれるかはまた別の話になります。

【林会長】

ありがとうございました。広報メモが新聞の記事に繋がっているが、必ずしも広報メモを出したから新聞に載るわけでも無いということでご理解いただきたいと思います。

その他ご意見ございませんでしょうか。資料 4 についてはよろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【林会長】

ご了解いただいたということで、ありがとうございました。

それでは資料 1～4 までご了解いただきましたが、28 年度市民参加手続の実施運用状況の評価につきましても、1 件の委員会開催案内の周知漏れがありましたが、概ね適正に実施されていたと、まとめたいですが皆さんいかがでしょうか。28 年度の評価、答申に盛り込みますので大体そのような表現をしたいと思いますがいかがでしょうか。

< 「異議なし」 の声 >

【林会長】

ありがとうございました。先ほど事務局から説明がありました、平成 27 年度の実施運用状況についても昨年度の審議で概ね適正に審議されているということで、皆さんご了解いただきました。答申の中の 27 年度及び 28 年度の市民参加手続の実施運用状況の評価につきましても、平成 28 年度に 1 件の委員会開催案内の周知漏れがあったものの概ね適性に実施されていたという表現でまとめたいと思いますがいかがでしょうか。

< 「異議なし」 の声 >

【林会長】

確認ですが、当審議会は 28 年度、29 年度にまたがって会議を開いております。しかし答申は 27 年度と 28 年度ということで、29 年度についてはまだ終わっていませんので、我々は 27、28 年度の答申を行うとなっておりますのでご了解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、同じく答申に書き込む内容はレジュメ 2 ページに掲載しておりますが、昨年度の審議会で出された意見につきましても答申に盛り込むということによろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【林会長】

他に何か漏れなどないでしょうか。

【松坂委員】

新しい意見でもよろしいでしょうか。

今日、たまたま市役所のホームページを見る機会がありまして、すごく変わった、明るくなったイメージがあり、今までのカチカチの石狩市から少し変わって、ふるさと納税が出てきてすごく親しみやすいホームページになったなと思いました。ふるさと納税でしたら、返礼品のすごくきれいな写真がありまして。そこで私たちの審議会はどこを見ればいいのかなんて見た時に、前回、今回で 2 期目になりますが、そういう時に見づらいという意見があって、そこも改善されていて、私は見ようと思って見ているせいもあるのかもしれませんが、左側に私たちの審議委員会の内容、人数など見やすく提示されていて、そこをクリックしたら 2 月に新しい委員さんを募集すると書かれていました。

例えば審議委員を決める時に、皆さんの意見が反映される場所がいつ・どこであるので応募してみませんか、みたいなものをトップの画面が変わるところに載せたら、ふるさと納税に興味があって見た人も、じっと見ていたら写真が変わって審議委員会を募集しているとか、閲覧している人は市民とは限らず、審議委員募集に繋がらないかもしれませんが、市民の人でも市に対してものが言える市なんだというのが広く分かってもらえるかもしれないので、せっかくホームページがきれいになったので、盛り込める状況があれば募集をする 1 ヶ月前なのか 2 ヶ月前なのか、それができるのかわかりませんが、お金がかかることなので、ただトップ画面に気軽に申し込めるんだよと言うのが出てくると、私みたいな者でもやってみようかなと一歩進んでホームページの中に入ってくるかもしれないのでと思いながら見ていたので、今すぐ現実にできるできないは別として、参加の周知など盛り込めるのであれば、一度出していただければ嬉しいなと思いました。

【林会長】

ありがとうございます。事務局からコメントなどありませんか。

【事務局（小鷹部長）】

ホームページは今回見て分かるように、WEB アクセシビリティに準じて数年前にリニューアルし今のような形になって、それで今言われているのはメインページのところで、ふるさと納税、厚田の望来の坂のところが写真で4枚くらい出てくる部分だと思いますが、この部分に、なかなか市民参加手続というのを持ってくるのはちょっと難しいと思いますが、我々の中でトピックスというところがそれとは別にあり、そこには載せることは可能だと思いますので、検討させていただけたらと思います。

【林会長】

新着情報のところに掲載できるようになっている、ということですか。

【事務局（小鷹部長）】

そうですね。

【事務局（本間課長）】

見た目として、文字ではなく写真などによる見せ方がいいのではないかと、ということですよ。

【松坂委員】

審議委員会と言われると、私が審議委員会に入らせていただく時も、とある方からお声かけいただいて、私なんかこのような場所に席を置けるような者では無いので、お断りを何度もしましたが、ボランティア活動をしているところを見ていただいてご推薦いただいてここに参加させていただいているので、たぶん私もホームページや新聞、広報で審議委員募集を見ても参加することはなかったと思います。でもチャンスをいただいて私みたいな者の意見を皆さんが真剣に聞いてくれたり、それに対して意見いただけたら、石狩市は一般の方でも主役になれるまちじゃないですか。でもそれっていうのは、なかなか一般の方にはわからなくて、市役所との関わりが近かったりする人がそういうのを知ってるんですが、皆さんがそういう状況に置かれているわけではないので、親しみやすくするためには、と言われたらあなたも入れますよと、パッと見て分かるようなもっと若い方に見ていただけるのではないかと思います。石狩は新築があちこち建ち始めて、20～30代の若い方が家を買やすくなったと思います。なので若い方達にもこういったところに参加していただくと私たちには無い新しい意見をお持ちかもしれないので、そういう方に審議委員会と書くと私みたいに思ってしまうかもしれないので、もっとわかりやすく、市役所はもっと近くにある場所なんだとわかってもらえるような書き方にした方がもう少し、いろんな審議委員会があるので、水道料金が高いなど思っている若い人たちが参加して見ようかなと思うかもしれないし、もしそういうのができればいいなと思います。

【事務局（小鷹部長）】

審議委員会という名前の変更も検討した方がいいかもしれないですね。

【林会長】

できるだけ市民レベルで、言葉も例えばパブリックコメントと言っても何それ、何のことなの、となりますから、カッコで注釈でも付けるとそういう意味で使っているんだと分かるでしょうから、できるだけ誰でもわかるような言葉使いや、表現も考え直していかないとまずいのかなと。

市職員は周りの方に聞けますが、市民はいちいち聞くことは無いので、できるだけ分かりやすい表現で、親しみやすい表現でそういうところで分かりやすくしていくと、いろんな形でありがたいなと思いますのでよろしくお願いします。貴重なご意見どうもありがとうございました。

今のような意見につきまして、他になにかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。今出された意見と合わせて、答申の中に何らかの形で、盛り込んでいく形で今日出た意見と合わせて、この委員会を開催するのは、年明けになるということですので、それを審議している場がありませんので、ご理解いただきたいですが、答申の内容については今日の出された意見も合わせてどういう表現にして、どうするかを私と事務局の方で協議しながら、精査しながら盛り込んでいきたいと思いますので、原稿を作るのは御一任いただいと考えていますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【林会長】

答申の内容につきましては、皆様に事務局からご報告いただいて、ご了解いただいて、最終的に年明けに進めさせていただきます。

それでは次に、議題の市民参加制度の改善方策についての①市民参加制度の推進についてですが、この内容について抜け落ちているご意見など、何かございせんか。よろしいですね。

<「はい」の声>

【林会長】

今の問題に戻りますが、ここに皆さんから出された意見は重複されている意見もありますので、表現方法を事務局と相談させていただきますので、よろしくお願いします。

次に市民参加制度調査審議会のあり方について、ということで、そちらに入っていきます。レジユメの 3 ページ事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主任）】

②の市民参加制度調査審議会あり方についてご説明いたします。事前に配布しております、関係条例の資料 7 石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例の第 29 条にある委員の部分をご覧ください。ここには次の内容が書かれています。

第 29 条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者

- (2) 市内において活動する団体が推進する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若くは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
- (4) 市職員

2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の 4 割を下回らないようにするものとする。

3 市長は、第 1 項第 3 号に掲げる委員の数が 5 人を下回らないこととなるよう努めるものとする。

4 市職員である委員の数は、2 人を超えることはできない。

このことから最低減学識経験者 1 名、団体推薦者 1 名、公募委員 5 名、市職員 1 名からなる組織となりますので、委員の数は 8 人以上 15 人以下でなければなりません。

これらを踏まえまして、レジュメ 3 ページの②市民参加制度調査審議会のあり方について、をご覧ください。現在は 9 人体制となっておりますが、委員数の推移を掲載しております。第 5 次審議会までは 15 人でしたが、概ね制度の運用が軌道に乗ったため、委員の数を減らしてはどうかという答申があり、第 6 次審議会では 12 人に、第 7 次審議会から 9 人となり、現在の第 8 次審議会でも 9 人で審議を行っていただいているところであります。参考として、下段の囲みの中に、第 7 次答申の抜粋を掲載しております。なお、全文は資料 5 として添付してありますことを申し添えます。以上です。

【林会長】

結論から言いますと、9 人体制でいいのかどうかと答申の中に盛り込みたいと、現状が 9 人で委員会を運営していますが、その前に、前回の会議で森本委員から 29 条の中の (3) の部分に関してご質問があったと思いますので、関連意見としてご意見いただければと思います。

【森本委員】

私の方で行政管理課において行政改革懇話会というこの審議会と同様の審議会を所管しておりますが、その委員の意見の中で幅広い意見をいただいておりますけれども、その中の 1 つとして、審議会のあり方、行政改革懇話会とは別に調査審議会もございますので、そちらのほうで提案してみてもどうですかと委員より発言がありましたので、お話をさせていただいたのが前回の経緯でございます。

審議会の委員でございますけれども、一般的には学識経験者は大学の教授などが務めることが多く、ここまでではないけれども、過去にそういう経験をお持ちの方で意欲のある方が市内に多くいるのではというのが、懇話会の意見でした。そのような方は頼まれればやってみたいという方もいらっしゃるのでは、経験者枠などの一般公募や学識経験者とは異なる別枠を設ければ審議会に参加しやすくなることも考えられるので、できればそういう枠も設け、調査審議会のみならず、市の審議会、いろんな要綱などに基づく中に設けた方がいいのではないのかと言うのがそもそもの発端です。以上です。

【林会長】

森本委員のお話でご不明な点はございませんでしょうか。審議会のメンバーをより応募者を活発化

するためにそういう方法も考えられるのではないかという提案ですね。

【森本委員】

はい。調査審議会の条例に入れるというよりはおそらく、改善方策の中にそういう枠組みも検討してはどうか、というのが入ればいいのかなと。

【林会長】

というご説明でしたが、何かご質問ございませんでしょうか。

現状では委員が当初は 15 名、12 名、10 名、9 名と減って来ているというのは何か原因があるのでしょうか。経緯というのは何かあるのでしょうか。

【事務局（橋本）】

概ね軌道に乗ったというのが一番の大きな理由だと思いますが、できた当初は 15 人体制でいろんな改善方法があるのではないかとということで、議論いただいておりましたが、ある程度いきますと課題が解決され、課題自体が段々少なくなり、出される意見も従来からあったものに戻る、というようなサイクルを繰り返すことも多くなったことから、そこまで人数がいなくてもいいのではないかとこの流れだと思います。

【事務局（本間課長）】

委員さんの中から、こんなに人を集めなくてもいいのではないかとこの意見が第 4 次、第 5 次くらいから出され、それでしたら少し減らした方がいいのではないかとこの流れです。

【林会長】

というご説明ですが、皆さんからご質問ありませんか。できるだけ委員の応募のハードルを下げるために、森本委員が言ったような方法もあるのではないかと、ご提案いただきましたが、これらを答申の中に盛り込むということは可能なかわかりませんが、答申の中に盛り込むという方法もあるかと思いますが、それに関しては皆様の意見はどうでしょうか。事務局の方も含めご意見ありましたらお願いします。

【事務局（小鷹部長）】

森本委員の内容で皆さんよろしければ良いのでは、と思います。そのような形をとっていくのが審議会の意義でもありますので、ご意見を尊重した内容でもいいですし、整理していただければと思います。

【林会長】

という事務局からのご意見ですが、委員の中からどうでしょうか。答申の中にそういうような形でできるだけハードルを低くするために答申に持ち込んでも良いのではないかと。

【大城委員】

森本さんの話を聞いて、そういった知識がある方がそのような形で増えると、私のようにあまり制度に詳しくない委員にとっては、その方の意見を聞いて、そういう視点でこれを見て考えたらいいかと言う発想になるので、すごくいいことなのかなと感じました。

ただ、15人になった時とか、10人になるのかわからないですが、人数設定になった時に、学識経験者の方が1人、2人、ある程度の知識を持っている方が数名、市の職員さん、団体の推薦者の方というように、もともと何か知識がある方が多くなると、興味はあるが知識はなく勇気を出して参加した公募者の方が2人、3人だと、私でしたら会議に出席していても意見を出すことが申し訳なく思ってしまうかなと思います。ですので、枠を作るのは賛成ですが、その枠を作るのであれば公募者を最低何人にするとか割合をあらかじめ設定していただけると、今後公募の人たちも気兼ねなく参加できるし、誰もが主役になれるまちとして、いいのかなと思います。

【林会長】

ありがとうございます。今のご意見に対して、何かご意見、ご質問などございましたら、お願いします。

【田畑委員】

第29条ですが(1)から(4)までありますが、今の話からいくと、(1)を学識経験者とするのか、表現がどういふのかわかりませんが、答申に入れて実際運用するとなると、条例の改正にも繋がってきますから学識経験者の中に今の経験者を入れた方がいいと思います。

【森本委員】

懇話会の意見として出たのは、調査審議会自体の中に入れてくださいと、いうことではなくて、今までいろんな審議会がありますので、その中でそれぞれの審議会において、馴染むもの、馴染まないものもありますし、大城委員が言われた、公募が少なくなるとか言うのもありますので、ただ審議会によっては学識経験者が少ない、団体からの推薦が得られない時は、そういう経験者も入れて学識経験者枠として一般公募する審議会もあっても良いのではないかとということです。田畑委員が言われたとおり、これを入れるとなれば、条例改正、ましてやこれについては学識経験者、団体からも出てますので、全体の審議会を見た中で、審議会によっては公募を増やした方がいい審議会であれば必要ないですし、必要な審議会を入れたほうが良いと、審議会の判断をできるような形の答申の中に入れていただければ、たぶん私どもの懇話会の委員さんの意見としては充分満たされているのかなと。

【林会長】

森本委員としては学識経験者を必ずしも増やせなどの提案ではなくて。

【森本委員】

調査審議会として私どもは、こういう趣旨で話して、あくまでも全体的な審議会の話です。審議会を活発化させるためにはそういった枠もあっても良いのではないかという趣旨で懇話会の中で話しています。

【林会長】

そういうことで、審議会によってはいろんな立場で、いろんな状況において運用については柔軟に運用してはいかがかというご提案ですね。

【森本委員】

そうです。

【林会長】

内容によってはそういうことになりますよね。大城委員は一般の市民から公募していただける方についても、それなりに人数を確保した方がいい、というご意見なんですか。

【大城委員】

はい。

【林会長】

大城委員は公募の人数はやっぱり減らすべきではないと、相応の人数を確保するべきだということですね。

【大城委員】

割合的に公募の方が少ないというような割合にならないようにということです。

【林会長】

そういうことだそうです。よろしいでしょうか。そういうことも含めて、答申の中に盛り込むとしたら、表現方法など事務局と相談してまとめたいと思いますので、それでご了解いただけますでしょうか。

<「異議なし」の声>

【林会長】

ありがとうございます。今は現状 9 人体制で、公募委員が 5 名、学識経験者 1 名、団体推薦者 2 名、市職員 1 名の 9 人体制で実施していますが、この体制について、皆様からご意見などございませんでしょうか。ざっくばらんにご意見をいただきたい。

大城委員、関連でご質問してもよろしいでしょうか。今、9 人体制で公募が 5 名、それについて多い、少ないについてご意見ありましたら、伺いたいのですが。

【大城委員】

今のこの状態に対してということですよ。正直、誰が公募の方、団体の推薦者なのかわかりませんが、私が実際に参加してみて、今の状況で発言をし難いとか、公募の方の発言が優位に立っているというのはまったく感じていないので、現状では過不足は無いのではと感じています。

【林会長】

今の 9 人体制で、前回の会議もですが、この現状でいいのか、こうすべきではないのかという意見はございませんでしょうか。特に、不都合や意見が無ければ次年度も 9 人体制ということで、答申にまとめる形になります。特に無ければ次年度も 9 人体制でいかがでしょうか。事務局からもありましたように委員として最低でも 8 名以上 15 名以内でというご説明がありました。9 名体制で、そういう答申でご理解いただけますでしょうか。

<「異議なし」の声>

【林会長】

重複ですが、今までのご意見を 27 年度も含め、表現方法をまとめ事務局と相談して答申の原案を作らせていただきます。できましたら会議を開くのではなくて、何らかの形で原案をお送りすることになります。いいですか。メール、郵送が良い方もいますので、手段は事務局にお任せします。そこで、皆様にご判断いただき、事務局の意見も聞き、修正して最終的に年明けの会議で答申をご了解いただく形をお願いいたします。

<「はい」の声>

【林会長】

活発な意見をありがとうございました。それではそういう形で進めさせていただきます。それでは、平成 29 年度第 1 回市民参加制度調査審議会を終了したいと思います。事務局から何かありますか。

【事務局（橋本主任）】

次回の審議会は来年の 2 月頃を予定しています。近くになりましたら改めて日程調整をさせていた

できます。次回の審議会では答申をいただくこととなりますので、本日言い忘れたご意見などあれば事務局までご連絡いただきたいと思います。今後のスケジュールに関しましてはこれまでのご議論を含めまして会長と事務局で答申の案を作成した後でご確認いただいて、ご意見いただきながら修正していただきたいと思います。

次回の審議会の前にある程度、案を固めた状態で次回の最後の審議会では最終調整をして答申にしたいと思いますのでよろしくおねがいします。

本日の会議録を作成次第、本日出席されてる委員の皆様にお送りいたしますのでご確認をお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

【林会長】

これで終わらせていただきます。良いお年をお迎えください。

平成 29 年 12 月 21 日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会長 林 一元